

熊谷市立学校給食センター調理・搬送業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、熊谷市立学校給食センター調理・搬送業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

熊谷市立学校給食センター調理・搬送業務委託

(2) 目的

学校教育における給食の役割が期待されているなか、良質で安心安全な学校給食の提供をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

(3) 内容

「熊谷市立学校給食センター調理・搬送業務委託仕様書」を参照

(4) 期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

（ただし、契約日から令和5年3月31日までは、準備期間とする。）

3 予算額

業務等に要する費用の上限は、1,600,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル競争方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

(2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置

要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) (1)の規定に関わらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未掲載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。
- ア 概要書（参考様式1）
- イ 使用印鑑届（参考様式2）
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 財務諸表
- オ 直近年度の法人市民税（事業所が市内にある場合のみ）、法人税、消費

税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- (7) 熊谷市公告第336号の告示日である令和4年8月22日から過去5年以内に、学校給食調理業務等について、1日あたり1施設3,000食以上の受託実績を継続して2年以上有していること。
- (8) 関東（1都6県）に本社又は事業所を有していること。
- (9) 熊谷市公告第336号の告示日である令和4年8月22日から過去5年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- (10) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能であること。

6 説明及び施設見学

- (1) 開催日時

令和4年9月12日（月）午前9時から午後5時までの間で指定する。

- (2) 集合場所 熊谷学校給食センター 2階研修室
- (3) 開催場所 熊谷学校給食センター、江南学校給食センター

※ 説明及び施設見学を希望する者は、令和4年9月5日（月）正午までに「17 問合せ先」へ申し込むこと。参加は1事業者3人までとする。

7 質問及び回答

- (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより提出する。

※ 電子メール又はFAX送信後、質問未受領防止のため必ず熊谷学校給食センターに電話し着信を確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 質問期限

令和4年9月15日（木）午後5時まで

- (3) 提出先

教育委員会熊谷学校給食センター

電子メール kyushoku【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。

FAX 048-522-1147

- (4) 回答方法
質問及び回答については、市のホームページにて公開する。
- (5) 回答時期 令和4年9月20日（火）

8 参加申込手続

(1) 提出書類等

本プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ア 参加申込書（様式2） | 1部 |
| イ 参加資格等確認申請書（様式3） | 1部 |
| ウ 会社等概要整理表（様式4）及び会社パンフレット等 | 11部 |
| エ 受託業務実績表（様式5） | 11部 |
| オ 配置予定統括業務責任者調書（様式6） | 11部 |
| カ 配置予定統括業務責任者の資格証(写) | 1部 |
| キ 損害賠償等の担保を証する書類(写) | 1部 |
| ク 誓約書（様式7） | 1部 |

過去5年間に食品衛生法に基づく営業処分を受けていないことの誓約書

- ケ ISO認証等、特別な登録や許可を受けている場合はその証明書(写) 1部

※資格者名簿に未登載の場合は、別途、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 概要書（参考様式1）
- イ 使用印鑑届（参考様式2）
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 財務諸表
- オ 直近年度の法人市民税(事業所が市内にある場合のみ)、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

(2) 提出期限

令和4年9月26日（月）午後5時まで

(3) 提出先

教育委員会熊谷学校給食センター

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送による場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

9 一次審査

(1) 審査方法

参加申込時の提出書類から、熊谷学校給食センターにて実施要領にある各条件を満たしているか書類審査し、二次審査対象を選出する。

(2) 通知

書類審査を通過した者に、二次審査に関して通知する。

一次審査で条件を満たしていなかった者については、その旨を通知する。

10 企画提案書作成方法

一次審査を通過した者は、提出期限までに企画提案書を提出すること。また、企画提案書の構成は以下のとおりとし、任意の書式で作成すること。

(1) 提案書の構成

(表紙、見積書及びその他添付書類を除き全ページ30ページ以内とする。)

ア 企画提案書表紙(様式8)

イ 企画提案書

(A4判縦使い横書き 両面印刷可・文字サイズは10.5ポイント以上とする。A3判の折り込みは可とする。)

- ① 法人等の概要及び業務の実績(平成25年度以降の実績)
- ② 業務全般に対する基本的な考え方
- ③ 調理等業務運営体制
- ④ 衛生管理に対する危機管理体制
- ⑤ 運営支援体制
- ⑥ 独自サービスの提案等

ウ 見積書(A4判任意様式)

内訳を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。また、年度ごと、熊谷学校給食センター、江南学校給食センターごとの内訳がわかる書類を添付すること。

エ その他添付書類

- ① 自社マニュアル
調理技術や安全衛生管理に関するものがある場合
- ② 研修資料
従業員等の研修用として使用しているものがある場合
- ③ 提案概要書(別紙様式9)
企画提案書の概要を1枚にまとめたもの

- (2) 提出部数
1 1 部（正本 1 部と副本 1 0 部）
なお、提案概要書については、電子データでも提出すること。
- (3) 提出期限
令和 4 年 1 0 月 1 1 日（火）正午まで
- (4) 提出先
熊谷学校給食センター
- (5) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
※ 郵送による場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

11 二次審査

本要領、仕様書に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷市立学校給食センター調理・搬送業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査する。

- (1) 審査方法
プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。
 - ア 日時 令和 4 年 1 0 月 2 0 日（木）午後 1 時 3 0 分から
「二次審査に関する通知書」により別途通知
 - イ 場所 熊谷市宮町二丁目 4 7 番地 1
熊谷市役所 6 階 6 0 3 会議室（東）
 - ウ 持ち時間
各者 3 0 分以内（プレゼンテーション 2 0 分、質疑応答 1 0 分以内）
 - エ 内容
企画提案書の内容等について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。
 - オ 特記事項
 - ① 本業務を受託した場合に統括業務責任者として配置予定の従業員を同席させること。
 - ② パソコン等を用いる場合は、事前に熊谷学校給食センターへ連絡すること。その場合、パソコンは各者で持ち込むものとし、スクリーン、プロジェクター及びレーザーポインターは市で用意する。
 - ③ 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

(2) 評価方法

次のとおり評価採点し、契約候補者及び次点候補者、第3候補者を特定する。

ア 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から評価点を算出し、各委員の評価点を合計し合計評価点とする。

イ 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお最高点を得た者が2者以上ある場合は、「調理等業務実施体制」の点数が最も高いものを契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者、第3位の合計評価点を得たものを第3候補者として特定する。

ウ 評価採点基準項目及び配点（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目			配点
1	法人等の概要及び業務の実績	・本業務を請け負うに足る組織力・将来性について	5
		・学校給食や集団給食の業務実績について	10
2	業務全般に対する基本的な考え方	・給食の質の向上、業務の効率化及び業務実施における課題の把握と具体的な改善方策について	10
3	調理等業務運営体制	・調理業務における従事者の指揮命令系統及び本市との連絡体制について	10
		・本施設の設備や調理機器の現状把握と安定した調理体制に必要な有資格者等の人材確保及び配置等について	10
		・従業員の定着及び地域雇用促進について	5
		・従業員に対する研修や教育体制について	5
4	衛生管理に対する危機管理体制	・衛生管理上の事故を防ぐ危機管理体制について	10
5	運営支援体制	・食品納入事故や調理機器の不具合等に伴う献立変更等、緊急時の協力体制について	10
6	独自サービスの提案等	・運営全般に関する独自の具体的な提案について	5
7	提案価格	・提案価格（20点×最低提案価格/提案価格）	20
合 計			100

- (3) 審査委員会委員
 - ア 教育次長
 - イ 教育総務課長
 - ウ 教育総務課保健給食担当副参事
 - エ 学校教育課長
 - オ 校長会会長
 - カ 校長会小学校部会長
 - キ 教頭会会長
 - ク 熊谷学校給食センター所長
 - ケ 江南学校給食センター所長
 - コ 熊谷学校給食センター栄養士

12 選定結果

- (1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。
- (2) 通知時期 令和4年10月下旬
- (3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

- ア 契約候補者の名称
- イ 全提案者の名称（申込順）
- ウ 全提案者の評価点（得点順）
- エ 契約候補者の選定理由
- オ 熊谷市立学校給食センター調理・搬送業務委託プロポーザル審査委員の氏名及び選任理由

13 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約を締結する。なお、この場合、契約候補者は改めて提案価格を上限として見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

なお、次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに第3候補者をもって優先交渉権者とするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直

すこととする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

15 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。
また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに熊谷学校給食センターあてに提出するものとする。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
ア 参加資格要件を満たしていない場合
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行った場合
オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合
- (5) 知的創造物についての権利等
企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案書に帰属するものとする。
ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、市は

提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

16 日程

令和4年	8月22日（月）	実施公告及び参加申込開始
	9月12日（月）	説明及び施設見学
	9月15日（木）	質問締切
	9月20日（火）	質問に対する回答
	9月26日（月）	参加申込締切
	10月 3日（月）	一次審査結果通知
	10月11日（火）	企画提案書提出締切
	10月20日（木）	二次審査
	10月下旬	選定委員会への報告
	10月下旬	選定結果通知

17 問合せ先

熊谷市教育委員会 熊谷市立熊谷学校給食センター

所在地：〒360-0804 熊谷市代1369番地1

電話：048-521-5410

FAX：048-522-1147

電子メール：kyushoku【アットマーク】city.kumagaya.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。